

協議会・幹事会での意見に対する市の考え方

1 宇部市国民保護計画に対する提案・要望事項に対する回答

(1) 市国民保護協議会について

宇部地区の県出先機関の協議会に「宇部地域行政連絡協議会」があり、本地域の危機管理対応は、本協議会で相互に連携を図ることになっています。ついては、本協議会の事務局でもある「宇部県民局」を加えた方が、市・県一体となって市民、県民のための初動体制の確立を図ることができると思います。

【市の考え方】

市国民保護協議会の委員については、条例で定数（25人）が定めてあり、現在は定数を充たしているため増員は無理な状態ですが、「宇部県民局」とは情報交換等を含め十分な連携体制を構築し、市の行う国民保護措置に万全を期してまいります。

(2) 全体の表現について

計画中に「国民」という表現が多く見られるが、市民に対しなじむのか。
また、「住民」との区分は出来ているのか。

【市の考え方】

本計画は、市民を保護するために具体的な対応を定めた計画ですが、観光や商用等で市内に滞在している市外に居住する国民や外国人などの方も保護の対象にしています。

よって、計画中においては、法令等に基づいて、それぞれの項目ごとに適正な語句を用いています。

また、国民保護法第35条には、「市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。」と定められています。

(3) 組織・体制の整備について

市職員及び消防職員、団員の非常招集方法について（P18）

消防職員等は、従来の災害では、連絡網による電話連絡または、基準による自主参集であるが、国民保護においてはより迅速な対応が必要と考えられることから、例えば、携帯一斉メールによる参集および状況の周知等のシステム構築が必要である。

【市の考え方】

計画作成の中で具体的に検討していきます。

警報等の伝達に必要な準備について（P26）

ここまで言い切って、実際に大丈夫なのか。市に責務はあるが、本当にできるのか。もう少し曖昧な表現にした方が良いのではないか。

【市の考え方】

特に「防災行政無線の整備」については、表現を検討します。

(4) 国民保護に関する啓発について (P 37)

学校における教育について
市立学校だけで良いのか。私立学校はどうなるのか。また、市立等幼稚園についてはふれなくて良いのか。

【市の考え方】

市教育委員会としているので、市立学校に限定しています。
なお、幼稚園等については考えていません。

(5) 警報及び避難の指示等について (P 58)

警報及び避難住民の誘導対応について
当面は防災行政無線（主に北部地区）やサイレン吹鳴による警報、その後市職員、消防団員、自治会役員、自主防災会員等により避難誘導の実施と考えられるが、将来的には、Jアラートの整備を検討するのか。

【市の考え方】

警報の伝達は、防災をも含め重要な課題であると認識しているが、Jアラートの整備については未定です。

(6) 武力攻撃災害への対処について (P 82)

NBC災害に対する資機材について
NBC 災害に対応する資機材が不足している、緊急消防援助隊を要請しても時間を要する為、1次対応の為の最低限の資機材整備が必要である。

【市の考え方】

資機材整備の必要性は認識している。消防で予算要求し資機材整備に努めてほしい。

2 幹事会での意見

(1) 「国民の権利利益の救済に係る手続等」について (P 21)

県計画との違いについて
県計画 (P 2 6) に同じ内容のものがあ、国民 (市民) は県に問い合わせことになるのか、市へ問い合わせることになるのか。

【市の考え方】

損失補償や損害賠償に係る命令等は、県知事及び市長が行うことができ、県知事が行った命令に関する損失補償等の手続は県が行い、市長が行った命令に関するものは市が行います。
しかしながら、国民 (市民) の側からすれば県に問い合わせることなのか、市に問い合わせることなのか判断に迷う場合もあり。また、県に問い合わせるべきものが市に問い合わせがくことも予測されることから、迅速、適切に対応するためにも県と協議し、連絡系統など連携体制を検討します。

手続項目一覧について
手続項目一覧 (P 21) において、なぜ担当課の欄を削除するのか。

【市の考え方】

内容や状況によって、様々な課等が実施する可能性があるため、担当課を個別に特定しないこととしました。

総合的な窓口を総務部内に開設し、手続項目の内容に基づき、担当課を決定、通知し、当該実施課等が対応することとしました。

(2) 所掌事務及び各種マニュアルについて

所掌事務（P42）、災害時要援護者支援マニュアル（P32）、広報マニュアル（P49）はいつまでに示すのか。

【市の考え方】

所掌事務は計画に掲載する事項なので、9月末にまでに作成する計画素案に示します。また、災害時要援護者支援マニュアル及び広報マニュアルは今年度中に作成予定です。

(3) 石油コンビナート地区での武力攻撃災害について

山陽小野田市ある西部石油で武力攻撃災害等があった場合（P80）宇部市の対応はどのようなのか。

【市の考え方】

宇部・小野田地区石油コンビナート等特別防災区域に係る災害については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されるため、山口県石油コンビナート等防災計画に基づいた対応を行うこととなります。